

# 第14回

## 定時株主総会招集ご通知

2022年8月1日～2023年7月31日

### 議案

- |       |                                           |
|-------|-------------------------------------------|
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件                |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件                         |
| 第3号議案 | 代表取締役に対する事後交付型リストラクテッド・ストック・ユニットに係る報酬決定の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件   |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件            |
| 第6号議案 | 会計監査人選任の件                                 |

お土産をご用意しておりません。  
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 来場事前登録方法

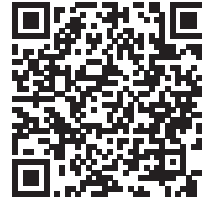
本株主総会への出席について、総会会場の株主様の出席人数の事前認識のため事前登録制を採用しております。ご出席を予定される株主様は、下記に記載の受付専用ウェブサイトにて事前に登録をお願いします。下記の事前登録をされていない株主様におかれましては、インターネットまたは書面（郵送）による事前の議決権行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。

事前登録期限 **2023年10月16日（月）午後6時**

事前登録方法 受付専用ウェブサイトでのお申込み

<https://forms.gle/ehG1CcZfgAcsgFr48>

※スマートフォン・携帯電話からは右記のQRコードを読み取ることもアクセス可能です。



パソコン・スマートフォン・携帯電話から受付専用ウェブサイトへアクセス後、画面にしたがい、下記の事項をご記載のうえ、ご送信ください。

- ・メールアドレス
- ・株主番号 議決権行使書用紙右下に記載されている8桁の数字
- ・氏名／ふりがな  
※法人の場合は、法人名と、部署名・役職も併せてご記入ください。

## 株主総会当日について

事前登録は株主様お一人一回限り有効です。複数回登録された場合は、最後に登録されたものを有効な登録とさせていただきます。

事前登録を行った株主様は、「議決権行使書用紙」をご持参のうえ、本総会当日に受付までお越しください。

事前登録のお申込みのご送付の際に当社が取得した株主様の個人情報、本株主総会に関する業務以外に使用することはございません。

ドメイン指定受信をされている方は、「@google.com」からのメールを受信可能とするよう設定をお願いいたします。その他、ご利用のプロバイダーまたは携帯電話会社のセキュリティ等の設定によってメールを受信できない事象につきましては当社側では対応いたしかねますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 4384  
2023年10月4日

株 主 各 位

東京都品川区上大崎二丁目24番9号  
ラクスル株式会社  
代表取締役社長CEO 永見世央

## 第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://corp.raksul.com/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR・投資家情報」「IRニュース」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4384/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ラクスル」または「コード」に当社証券コード「4384」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



株主の皆様におかれましては、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使できますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年10月25日（水曜日）午後7時までにインターネットにより事前に議決権を行使していただくか、2023年10月25日（水曜日）午後7時までに到着するよう議決権行使書用紙をご返送していただきますようお願い申し上げます。

ご来場については**事前登録制**とさせていただきます。

また、インターネットによる議決権行使の方法等につきましては、4頁をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年10月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号 エビスバルビル5階  
EVENT SPACE EBIS303 カンファレンススペースA、B、C
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第14期（2022年8月1日から2023年7月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第14期（2022年8月1日から2023年7月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案

代表取締役に対する事後交付型リストラクテッド・ストック・ユニットに係る報酬決定の件

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

第5号議案

監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

第6号議案

会計監査人選任の件

#### 4. 議決権の行使について

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

以 上

○書面交付請求をいただいた株様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- ①事業報告の新株予約権等の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、会社の支配に関する基本方針、剰余金の配当等の決定に関する方針
- ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
- ③計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表

○電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前及び修正後の事項を、前記インターネット上の電子提供措置を取っている各ウェブサイトに掲載させていただきます。

## インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS 暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2023年10月25日（水曜日）午後7時まで受付いたしますが、お早めに行役していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問合せください。

### 2. インターネットによる議決権の行使方法について

#### (1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス(いわゆる“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

#### (2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記「2. (1) パソコンによる方法」にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行役された内容を有効とさせていただきます。

### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。

### 5. システム等に関するお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（フリーダイヤル）

受付時間 9:00～21:00

〈機関投資家の皆様へ〉

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除き、社外取締役を含む。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会への諮問・答申を経ております。また、監査等委員会においても検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	ながみよ 永見世央 (1980年8月11日)	2004年4月 みずほ証券株式会社入社 2006年8月 カーライル・ジャパン・エルエルシー入社 2013年9月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2014年4月 当社入社 経営企画部長 2014年10月 当社取締役CFO 2020年6月 株式会社ブリッジ・シー・キャピタル（現、クリアル株式会社）社外取締役（現任） 2020年10月 株式会社ペライチ監査役 2022年8月 当社SVP of Corporate 2022年8月 ハコベル株式会社取締役（現任） 2023年8月 当社代表取締役社長CEO（現任）	516,700株
2	まつもと やすか 松本恭攝 (1984年10月10日)	2008年4月 A.T.カーニー株式会社入社 2009年9月 当社設立 代表取締役社長CEO 2020年7月 RAKSUL INDIA PRIVATE LIMITED Director（現任） 2020年11月 当社ラクスル事業本部長 2022年2月 ノバセル株式会社取締役（現任） 2022年2月 ジョーシス株式会社代表取締役（現任） 2023年8月 当社代表取締役会長（現任）	7,569,900株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	宮内 義彦 (1935年9月13日)	1960年 8月 日綿實業株式会社(現、双日株式会社) 入社 1964年 4月 オリエン特・リース株式会社(現、オリックス株式会 社) 入社 1970年 3月 同社取締役 1980年12月 同社代表取締役社長・グループCEO 2000年 4月 同社代表取締役会長・グループCEO 2003年 6月 同社取締役兼代表執行役会長・グループCEO 2006年 4月 株式会社ACCESS社外取締役(現任) 2014年 6月 オリックス株式会社シニア・チェアマン(現任) 2017年 6月 カルビー株式会社社外取締役(現任) 2019年10月 当社社外取締役(現任) 2020年 5月 株式会社ニトリホールディングス社外取締役(現任)	5,960株
4	小林 けんじ (1978年5月11日)	2005年 4月 株式会社コーポレートディレクション入社 2009年 4月 株式会社ディー・エヌ・エー執行役員 2011年 6月 同社取締役 2015年 6月 同社執行役員 2017年 7月 シニフィアン株式会社設立 共同代表(現任) 2020年10月 当社社外取締役(現任)	7,280株
5	村上 由美子 (1965年2月6日)	1989年 8月 国際連合開発計画(バルバドス) 1991年 1月 国際連合事務局(ニューヨーク) 1991年 9月 国際連合カンボジア暫定統治機構(プノンペン) 1994年 8月 Goldman Sachs International(ロンドン) バイスプレジデント 1997年 5月 Goldman Sachs and Co.(ニューヨーク) マネージングディレクター 2008年 4月 ゴールドマン・サックス証券株式会社 マネージングディレクター 2009年 9月 クレディ・スイス証券株式会社 マネージングディレクター 2013年 9月 OECD(経済協力開発機構)東京センター所長 2021年 5月 Mpower Partners Fund L.P.設立 ゼネラルパート ナー(現任) 2021年 6月 株式会社大和証券グループ本社社外取締役(現任) 2021年10月 当社社外取締役(現任)	3,320株



- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者とした理由
- (1) 永見世央氏は、金融、投資、財務戦略全般について豊富な知見と経験を有しており、当社CFOとして資本政策及び経営管理業務全般を管掌し、当社の成長を牽引してきたことから、今後は代表取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して取締役として選任をお願いするものであります。
  - (2) 松本恭攝氏は、当社の創業者として先見性と強力なリーダーシップで当社を率いるとともに、BtoBシェアリングプラットフォームという当社ビジネスモデルの創出を主導してきたことから、今後も経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して取締役として選任をお願いするものであります。
3. 宮内義彦氏、小林賢治氏及び村上由美子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
- (1) 宮内義彦氏は、上場企業における代表取締役としての経験に基づき、当社の経営全般に関する助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。今後も取締役会の監督機能の強化への貢献、及び幅広い経営視点からのご意見を期待しております。
  - (2) 小林賢治氏は、上場企業における経営者としての経験に基づき、当社の経営全般に関する助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。今後も上場企業としてのポートフォリオ経営において、攻め・守り両面を意識したガバナンス体制の強化を期待しております。
  - (3) 村上由美子氏は、国際機関及びグローバルカンパニーにおける経験に基づき、当社の経営全般に関する助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。当社組織のグローバル化、ポートフォリオ経営に向けた投資家としての視点、及び持続的な成長の前提となるダイバーシティの推進について、当社経営への貢献を期待しております。
5. 宮内義彦氏、小林賢治氏及び村上由美子氏は、現在、当社の社外取締役であります。宮内義彦氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年、小林賢治氏は3年、村上由美子氏は2年となります。
6. 当社は、宮内義彦氏、小林賢治氏及び村上由美子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認された場合は、各氏を引続き独立役員とする予定であります。
7. 当社は、宮内義彦氏、小林賢治氏及び村上由美子氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
- 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3. 会社役員の状況 (3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。本議案候補者の選任が承認されますと、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
9. 「所有する当社の株式数」については、2023年7月31日現在の所有株式数を記載しております。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社の監査等委員である取締役全員（3名）は2021年10月21日開催の第12回定時株主総会において選任され、本総会終結時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会への諮問・答申を経ております。また、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	もり 森 尚 美 (1972年5月12日)	1997年10月 監査法人トーマツ（現、有限責任監査法人トーマツ）入所 1998年11月 朝日監査法人（現、有限責任あずさ監査法人）入所 2013年12月 佐藤誠会計事務所入所 2014年10月 当社社外監査役 2016年7月 森尚美公認会計士事務所開設 所長（現任） 2019年10月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2020年12月 株式会社ダンポールワン監査役 2022年12月 株式会社アトラエ社外取締役（監査等委員）（現任）	21,440株
2	こと 琴 坂 将 広 (1982年1月14日)	2004年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニーインク入社 2013年4月 立命館大学経営学部准教授 2015年4月 株式会社アビリティ社外取締役（現任） 2016年4月 慶應義塾大学総合政策学部准教授（現任） 2017年6月 当社社外監査役 2018年12月 株式会社ユーグレナ社外取締役（現任） 2019年10月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2023年6月 SREホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）	1,440株
3	う 都 宮 純 子 (1971年6月21日)	2000年4月 弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所入所 2007年10月 株式会社東京証券取引所出向 2011年11月 宇都宮総合法律事務所開設 2012年6月 株式会社スタートトゥデイ（現、株式会社ZOZO）社外監査役 2018年2月 宇都宮・清水・陽来法律事務所開設 共同代表パートナー（現任） 2018年10月 当社社外監査役 2019年10月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2020年6月 平和不動産株式会社社外取締役（現任） 2021年3月 ペプチドリーム株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 2023年6月 株式会社ZOZO社外取締役（監査等委員）（現任）	1,440株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に利害関係はありません。
2. 森尚美氏、琴坂将広氏及び宇都宮純子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
- (1) 森尚美氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する専門知識と豊富な監査経験を当社の経営全般の監査・監督に活かしていただくことで、当社のガバナンス体制強化に資するものと判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。今後も、財務・会計・監査等の見識に基づき、社会の公器として責任ある経営基盤を確立するためのガバナンスへの貢献を期待しております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (2) 琴坂将広氏は、企業経営及びコンサルティング業務についての豊富な経験及び経営学に関する専門的知見をもとに、当社の経営全般の監視と有効な助言をいただくことで、当社のガバナンス体制強化に資するものと判断して社外取締役の選任をお願いするものであります。今後も、経営戦略・学術研究等の見識に基づき、社会の公器として責任ある経営基盤を確立するためのガバナンスへの貢献を期待しております。
- (3) 宇都宮純子氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに企業法務にも精通しており、当社の経営全般に適宜助言又は提言いただくことで、当社のガバナンス体制強化に資するものと判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。今後も、法務・コンプライアンス等の見識に基づき、社会の公器として責任ある経営基盤を確立するためのガバナンスへの貢献を期待しております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 森尚美氏、琴坂将広氏及び宇都宮純子氏は、現在、当社の社外取締役監査等委員であります。3名とも社外取締役監査等委員の在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。なお、当社は2019年10月17日開催の第10回定時株主総会の決議によって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しており、上記3名は同総会終結時以前には、当社社外監査役でありました。上記の在任期間に社外監査役としての在任期間を合算すると、森尚美氏の在任期間は本総会終結の時をもって9年、琴坂将広氏の在任期間は本総会終結の時をもって6年4ヶ月、宇都宮純子氏の在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
5. 当社は、森尚美氏、琴坂将広氏及び宇都宮純子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認された場合は、各氏を引続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は、森尚美氏、琴坂将広氏及び宇都宮純子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
7. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等  
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3. 会社役員 の状況 (3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。本議案候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
8. 宇都宮純子氏は、2020年9月24日に株式会社アドベンチャーの社外取締役を退任しておりますが、その在任中、同子会社の従業員による着服行為が判明しております。同氏は、事前には当該事実について認識していませんでしたが、日頃から同社において法令遵守及びコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、本件事実の判明後においては徹底的な調査及び再発防止策の策定を要請し、同社の取組みを監督するなど、その職務を適切に遂行しておりました。
9. 「所有する当社の株式数」については、2023年7月31日現在の所有株式数を記載しております。

(ご参考) 取締役候補者の専門性と経験

対象議案	第1号議案					第2号議案 (監査等委員)		
	1	2	3	4	5	1	2	3
候補者番号								
候補者名	永 見 世 央	松 本 恭 攝	宮 内 義 彦	小 林 賢 治	村 上 由 美 子	森  尚 美	琴 坂 将 広	宇 都 宮 純 子
独立・社外役員			独立 社外	独立 社外	独立 社外	独立 社外	独立 社外	独立 社外
企業経営・経営戦略	○	○	○	○			○	
アントレプレナーシップ		○	○					
デジタルプラットフォーム運営		○		○				
M&A戦略	○		○	○	○			
セールス・マーケティング		○						
ファイナンス・会計	○		○	○	○	○		
法務・コンプライアンス・ リスクマネジメント						○	○	○
グローバル経営		○	○		○		○	
サステナビリティ・ESG	○		○	○	○		○	○

## (ご参考) 当社の社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役となる者の独立性を担保し、もって健全なコーポレートガバナンス体制を確立するため、社外取締役の独立性基準を次のとおり定めます。当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外取締役が、次の項目のいずれにも該当しないと確認される場合、当該社外取締役は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断します。

### 1. 当社業務執行者

当社又は当社子会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者  
「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、及び従業員等をいう。

### 2. 主要取引関係者

#### (1) 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者

「当社グループの主要な取引先」とは、直近事業年度における当社グループの年間連結売上高の2%を超える額の支払いを当社グループに対し行った者をいう。なお、当社グループが連結決算を実施していない場合は、年間連結売上高に代え、当社の年間単体売上高を基準とする。

#### (2) 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者

「当社グループを主要な取引先とする者」とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%を超える額の支払いを当社グループから受けた者をいう。なお、その者が連結決算を実施していない場合は、年間連結売上高に代え、その者の年間単体売上高を基準とする。

#### (3) 当社グループの主要な借入先又はその業務執行者

「当社グループの主要な借入先」とは、当社グループの借入額が、直近事業年度末の当社グループの連結総資産額の2%を超える借入先をいう。なお、当社グループが連結決算を実施していない場合は、連結総資産額に代え、当社の単体総資産額を基準とする。

### 3. 専門的サービス提供者

#### (1) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士、税理士等の会計専門家又は弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

「多額の金銭その他の財産」とは、専門的サービスを提供する者が個人の場合は、当社グループから受け取った役員報酬を除く当該財産の合計額が、直近事業年度において年間1千万円を超えるときをいい、専門的サービスを提供する者が法人、組合等の団体の場合は、当社グループから受け取った当該財産の合計額が、直近事業年度において当該団体の年間連結売上高もしくは年間総収入額の2%又は1千万円のいずれか高い方の額を超えるときをいう。なお、当該団体が連結決算を実施していない場合は、年間連結売上高に代え、当該団体の年間単体売上高を基準とする。

#### (2) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者

### 4. 議決権保有者

#### (1) 当社総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者

#### (2) 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者

### 5. 寄付又は助成を受けている者

当社グループから多額の寄付又は助成を受けている者又は法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者  
「多額の寄付又は助成」とは、年間1千万円以上の寄付又は助成をいう。

### 6. 過去該当者

#### (1) 上記1に過去10年間に於いて該当していた者

#### (2) 上記2ないし5に過去3年間に於いて該当していた者

#### (3) 上記1ないし5のいずれかに該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部門責任者等の重要な業務を執行する従業員をいう。

### 第3号議案 代表取締役に対する事後交付型リストラクテッド・ストック・ユニットに係る報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の限度額は、2019年10月17日開催の第10回定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役分3千万円以内）と決議いただいております（ただし、使用人分給与は含みません。）。また、これとは別枠で、同定時株主総会において、譲渡制限付株式の割当てのための報酬として年額5億円以内（うち社外取締役分5千万円以内）、割当てを受ける譲渡制限付株式の総数は266,000株以内（うち社外取締役分26,000株以内）と決議いただいております。（以下、本議案において、金銭報酬に係る決議と譲渡制限付株式の割当てのための報酬に係る決議を総称して「当初報酬決議」といいます。）※株式数は2023年2月1日付株式分割による調整後のもの。

当社は、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」のうち永見世央氏の選任が承認可決されることを条件として、本年8月1日に代表取締役社長CEOに就任した永見世央（以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社ビジョンである「仕組みを変えれば、世界はもっと良くなる」の実現に向けた非連続な成長の実現のための強いリーダーシップを発揮することに期待するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、新たに事後交付型リストラクテッド・ストック・ユニット（以下「本制度」といいます。）を導入することにつきご承認をお願いするものであります。

本制度は、以下に記載のとおり、上記目的に沿うよう設計され、対象取締役に対する10事業年度分の株式報酬として付与されるものであり、業績条件を含め指名報酬委員会の審議を経て提案されるものであることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

なお、本制度は、当初報酬決議とは別枠で導入されるものであり、本制度の対象となる員数は、対象取締役1名となります。

また、当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は「事業報告 3. 会社社員の状況 (4) 取締役の報酬等」に記載のとおりであります。当社は、本議案をご承認いただいた場合に、本制度を反映した当該方針に変更することを予定しております。

#### 1. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、代表取締役社長CEOに就任した2023年度（2023年8月1日から2024年7月31日まで）から2032年度（2032年8月1日から2033年7月31日まで）までの10事業年度の職務執行の対価として、毎年一定の条件を満たした場合に限り当該事業年度にかかる付与分の権利が確定し、株式が交付される事後交付型の自社株報酬制度であります。株式が交付される条件は、当該事業年度の末日まで継続して代表取締役社長CEOとして在任すること（以下「勤務条件」といいます。）に加え、指名報酬委員会があらかじめ定める業績条件を達成すること（以下「業績条件」といいます。）ですが、業績の達成度合いに応じて交付株式数が変動するものではありません。また、株式を交付する際に、当社と対象取締役との間で株式の譲渡制限に関する合意をすることは、現時点では予定しておりません。

## 2. 本制度における報酬等の内容

### (1) 本制度における報酬等の算定方法

当社は、対象取締役に対し、各事業年度につき当社の発行済株式総数58,476,092株の約0.15%に相当する87,700株に相当する87,700ユニットのリストリクテッド・ストック・ユニット（以下「RSU」といいます。）を、2023年度分から2032年度分までの10事業年度分付与します。各事業年度につき、勤務条件及び業績条件のいずれも充足していた場合に限り、当該事業年度にかかる定時株主総会の終結時をもって権利が確定します。

指名報酬委員会の提案を受け、取締役会で定めた業績条件は次のとおりです。

#### <業績条件>

当該対象年度にかかる連結売上総利益が前年度比15%超成長すること。

ただし、当該対象年度の前年度に実施した買収等により前年度比成長率が15%に満たないこととなったと当社取締役会の決議によって認めるときは、2年間での年平均成長率が15%超であれば足りるものとする。

権利が確定した場合、当社は、権利確定後に最初に開催する取締役会において、当該事業年度にかかるRSU 1ユニットにつき1株で換算される数の当社普通株式につき、新株発行又は自己株式の処分を決定し、これを対象取締役に無償交付します。なお、株式の無償交付後、当該対象年度にかかる業績が修正された場合であって、修正後の業績では業績条件を充足しないこととなる場合には、当社は、交付した株式の返還を求めることができるものとします。

各事業年度にかかるRSUは、勤務条件を充足しないときは原則として失効しますが、例外的に、当社の取締役会の決議により正当と認められた事由により代表取締役社長CEOの地位を喪失した場合には当該事業年度における対象取締役の在任期間の割合を勘案して当社取締役会が別途決定する割合の株式の交付を行うものとします。

また、代表取締役社長CEOの地位を喪失した場合（権利確定前の死亡も含みます）には、当該事業年度にかかるRSUについては、相続人の中から指定される権利承継者に対し、死亡時の当社株式の時価をもって換算の上、金銭で支払うものとします。

その他、当社が消滅会社となる合併、分割会社となる分割型会社分割、完全子会社となる株式交換、株式移転、株式併合その他の手段による非公開化取引が承認された場合には、一定の条件の下で、合理的に算定される額の金銭をもって精算を行うものとします。

### (2) 本制度における報酬等の上限

当社が本制度に基づき対象取締役に対し2023年度分から2032年度分までの10事業年度分のRSUにより交付する株式数は合計877,000株以内とします。ただし、本株主総会の決議後株式の交付までに株式の併合、株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって当社の発行済株式総数が増減する場合には、併合・分割の比率に応じて調整されるものとします。

### (3) 本制度に基づく報酬等を受ける権利の喪失事由

対象取締役は、当社取締役会において定める一定の非違行為、当社取締役会において定める一定の理由による退任等がある場合は、本制度に基づく報酬等を受ける権利を喪失するとともに、非違行為があった場合には、当社は対象取締役に對し、交付済みの株式の返還を求めるといたします。

### 3. 本議案を含む、CEOの報酬パッケージに対する監査等委員会の意見

CEOの報酬パッケージについては、新CEOが次の10年の企業価値拡大のための“創業者”になるという役割を期待し、指名報酬委員会において設計が行われました。指名報酬委員会の構成メンバーには、監査等委員2名も含まれており、指名報酬委員会での議論に参加しております。また、監査等委員会では、指名報酬委員会による報酬パッケージ設計及び取締役会への上程、取締役会決議までのプロセスを確認するとともに、構成内容、金額、達成条件、期間等について当社の状況を踏まえ、合理性があり、株主に重大な不利益を与えるものではないかを検討いたしました。

まず、本報酬パッケージの設計にあたった指名報酬委員会は、監査等委員2名を含む独立役員過半数で構成されており、新CEOにおいては、報酬パッケージについて意見を述べる機会是与えられていたものの、設計の決定にあたっての審議及び決議には参加しておらず、また、指名報酬委員会は、同委員会に参加していないその他の独立役員ともコミュニケーションを重ねた上で設計に至っており、設計における手続きの適正は確保されているものと判断しております。また、本議案を含むCEOの報酬パッケージは、新CEOが自らのリーダーシップを發揮し企業価値向上を図ることを目的としており、その目的の合理性を確認したほか、指名報酬委員会がこれを設計するにあたっては、欧米企業も含めた他社事例等を参考にしたほか、経営者報酬に知見ある外部専門家の視点も取り入れるなど、目的を達成する上で合理的なプロセスを経たことを確認しております。また、報酬パッケージの最終の詳細条件についてはなお未定であることから引き続き検討を要する部分はあるものの、現時点で決定されている概要としては、基本となる金銭報酬を確保した上で、株式報酬については、新CEOのインセンティブとコミットメントを中長期的な株主価値の向上に合致させるべく、在籍条件及び財務指標のほか、有償ストックオプションには株価指標も組み合わせる設計となっており、その付与条件は本報酬パッケージの目的に合致したものと合理的に判断できると考えております。

以上のほか、本報酬パッケージに含まれる株式報酬による既存株主の希薄化効果は、条件達成時における当社の企業価値に照らせば、合理的な範囲と考えられること、また、株式報酬の付与に伴い、一定の株式報酬費用が計上されるものの、条件が成就された場合は、上述のとおり、既存株主は企業価値の向上の利益を享受することができ、条件が成就されない場合は、会計上一旦計上された株式報酬費用についても戻入益として計上されることになること、さらに、新CEOによる当社株式の買付けのための融資については、適切な資産保全策を講じることなどを総合的に考慮し、本報酬パッケージは株主に重大な不利益を与えるものではないと判断しております。



(ご参考)

代表取締役社長CEOに就任した永見に対して、本議案が承認されることを条件に、本制度に加えて、株価要件と業績要件を付した有償ストックオプション及び当社株式の買付けのための融資を行う予定です。

有償ストックオプションについては2032年度までに時価総額が5,000億円～1兆円、調整後EBITDAが100億円～200億円を超過することを行使条件として設定し、段階的に行使可能となる設計とすることで、長期的な業績拡大と企業価値の増大を目指すためのインセンティブプランとなることを目的としております。

また、当社株式の買付けのための融資については、永見個人が12億円規模の当社発行済株式を代表取締役会長である松本恭攝との相対取引による取得及び市場から買付けることを予定しており、この買付けは、永見個人の取引として実行されます。実際の市場からの買付けは、一定の価格および条件の範囲で証券会社に一任されます。この買付けに際し、当社は永見個人に対し、適切な資産保全策を講じた上、この買付けに係る資金を融資することを予定しています。

潜在株式を含めた永見の当社株式保有数は2023年7月31日時点で1,058,300株（発行済株式に占める保有割合は1.8%）ですが、この買付けの完了後には、1,935,300株（発行済株式に占める割合は3.3%）になる予定です。加えて、本制度による株式の交付及び有償ストックオプションが全て行使された場合、3,689,300株（発行済株式に占める保有割合は6.3%）になる予定です。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

##### 1. 改定の理由

当社は2019年10月17日開催の第10回定時株主総会において、「第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」としてご承認頂き（以下、本議案において、同定時株主総会における当該議案に関する決議を「当初決議」といいます。）、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）に対して、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、株価状況及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、本議案において「本制度」といいます。）を導入しております。

今般、2021年3月1日施行の会社法改正に基づき、譲渡制限付株式の付与の際の柔軟な運用を可能とすることを目的に、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度及び譲渡制限付株式報酬制度において無償交付制度を用いることを可能とすべく変更するとともに、本制度導入後に実施した2023年2月1日付の普通株式1株を2株とする株式分割を反映することについてご承認をお願いするものであります。

本議案は上記改定の目的に照らし、相当であるものと判断しております。

なお、代表取締役社長CEO永見世央については、本制度の対象から除外することといたします。したがって、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる員数は、取締役4名（うち社外取締役3名）となります。

また、当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は「事業報告 3. 会社役員の状況 (4) 取締役の報酬等」に記載のとおりであります。

##### 2. 改定の概要

本制度は、当社の取締役（代表取締役社長CEOを除く。以下同じ）に対し、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せずは無償で当社の普通株式の発行若しくは処分を受ける方法（以下「無償交付方式」といいます。）、または、②当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式の発行若しくは処分を受ける方法（以下「現物出資方式」といいます。）のいずれかの方法により、当社の譲渡制限付株式である普通株式を割り当てるものといたします。

また、当初決議において、本制度に基づき、取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数（上限）を「年133,000株（うち社外取締役 13,000株）」とご承認頂いており、2023年2月1日を効力発生日とする普通株式1株を2株とする株式分割を行ったことに伴う調整として、取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数（上限）を「年266,000株（うち社外取締役 26,000株）」に変更するものといたします。

以上の改定点を除き、当初決議の内容に変更はございません。

改定点	当初決議	変更案
割当てを受ける方法	現物出資方式	無償交付方式または現物出資方式
譲渡制限付株式の総数（上限）	年133,000株 （うち社外取締役 13,000株）	年266,000株 （うち社外取締役 26,000株）

## 第5号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

### 1. 改定の理由

当社は2019年10月17日開催の第10回定時株主総会において、「第7号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」としてご承認頂き（以下、本議案において、同定時株主総会における当該議案に関する決議を「当初決議」といいます。）、監査等委員である取締役に対して、企業価値の毀損防止を通じた当社の企業価値の増大へのインセンティブを与え、客観的立場から業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適正に確保することを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、本議案において「本制度」といいます。）を導入しております。

今般、2021年3月1日施行の会社法改正に基づき、譲渡制限付株式の付与の際の柔軟な運用を可能とすることを目的に、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度及び譲渡制限付株式報酬制度において無償交付制度を用いることを可能とすべく変更するとともに、本制度導入後に実施した2023年2月1日付の普通株式1株を2株とする株式分割を反映することについてご承認をお願いするものであります。

本議案は上記改定の目的に照らし、相当であるものと判断しております。

なお、第2号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる員数は、取締役3名となります。

### 2. 改定の概要

本制度は、当社の監査等委員である取締役に対し、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せずは無償で当社の普通株式の発行若しくは処分を受ける方法（以下「無償交付方式」といいます。）、または、②当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式の発行若しくは処分を受ける方法（以下「現物出資方式」といいます。）のいずれかの方法により、当社の譲渡制限付株式である普通株式を割り当てるものといたします。

また、当初決議において、本制度に基づき、監査等委員である取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数（上限）を「年13,000株」とご承認頂いており、2023年2月1日を効力発生日とする普通株式1株を2株とする株式分割を行ったことに伴う調整として、監査等委員である取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数（上限）を「年26,000株」に変更するものといたします。

以上の改定点を除き、当初決議の内容に変更はございません。

改定点	当初決議	変更案
割当てを受ける方法	現物出資方式	無償交付方式または現物出資方式
譲渡制限付株式の総数（上限）	年13,000株	年26,000株

## 第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

### 1. 監査等委員会が有限責任監査法人トーマツを会計監査人の候補者とした理由

有限責任監査法人トーマツが、今後の当社グループのグローバルな事業展開及びガバナンス体制に適した監査体制を有していること、当社の会計監査人候補選定基準に照らし求められる専門性、独立性、品質管理体制を備えていること、また、会計監査人交代による新たな視点での監査が期待できることから、適任と判断したものです。

### 2. 会計監査人候補者の名称等

(2023年5月31日現在)

名 称	有限責任監査法人トーマツ	
事 務 所	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング	
沿 革	1968年5月 等松・青木監査法人設立 1975年5月 トウシュ ロス インターナショナル<TRI> (現デロイトトウシュトーマツリミテッド<DTTL>)へ加盟 1990年2月 監査法人トーマツに名称変更 2009年7月 有限責任監査法人への移行に伴い、有限責任監査法人トーマツに名称変更	
概 要	資本金 社員 (公認会計士) 特定社員 職員 公認会計士 公認会計士試験合格者等 (会計士補含む) その他の職員 専門職 合計	1,138百万円 486名 58名 2,543名 1,359名 3,309名 90名 7,845名

以 上

# 事業報告

(2022年8月1日から  
2023年7月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

企業集団の現況は以下のとおりであります。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ①事業の経過及び成果

当連結会計年度において、ハコベル株式会社を新たに設立し、第三者割当増資したことに伴い、関連会社化しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され経済活動の正常化に向け緩やかな持ち直しの動きがみられました。一方で、ウクライナ情勢に起因する資源価格の高騰、世界的な物価上昇及び円安方向への為替変動による国内の物価上昇がみられ、景気の先行きは不透明な状況となっております。このような状況の中、「仕組みを変えれば、世界はもっと良くなる」というビジョンの下、主に印刷・集客支援のシェアリングプラットフォーム「ラクスル」、テレビCM・動画の広告プラットフォーム「ノバセル」を運営してまいりました。

「ラクスル」では、新規立ち上げたアパレル等の事業が順調に成長しており、事業の伸長に貢献しております。また、ユーザーインターフェースを見直すなど顧客の利便性向上にも努めております。「ノバセル」ではテレビCMの効果分析ツールである「ノバセルアナリティクス」の機能を拡充するとともに、Web広告にも裾野を広げており顧客に多くの選択肢を提供できるようになりました。さらに、いずれの事業でも将来を見据え、登録ユーザー数増加や認知度向上に向けた広告宣伝投資を行っております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は41,018百万円（前連結会計年度比20.7%増）、営業利益は1,765百万円（前連結会計年度比281.3%増）、経常利益は1,168百万円（前連結会計年度は経常損失167百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,329百万円（前連結会計年度比30.1%増）となりました。

セグメント毎の状況は、次のとおりであります。

### (ラクスルセグメント)

「ラクスル」においては、国内経済活動の正常化への動きを受け、堅調に拡大しており、取扱商品や法人向けサービスの拡大等、継続的にサービスの拡充に努め、大企業を中心とした顧客の拡充を図っております。また、広告施策の更なる見直しを実施したことで、セグメント利益の拡大につながりました。株式会社ダンボールワンも堅調に売上高が伸長しており事業の拡大に寄与しております。

この結果、売上高は37,751百万円（前連結会計年度比38.2%増）、セグメント利益は3,701百万円（前連結会計年度比23.3%増）となりました。なお、2023年8月1日に当社は株式会社ダンボールワンを吸収合併しております。

### (ノバセルセグメント)

「ノバセル」においては、大企業への顧客層シフト及びSaaS事業の拡大により、業績の持ち直しを図りました。引き続き顧客の新規開拓や継続利用の促進に注力するとともに、効果分析ツールの新商品のローンチ等、顧客にとって価値のあるサービスの提供を続けてまいります。

この結果、売上高は2,652百万円（前連結会計年度比6.1%減）、セグメント損失は15百万円（前連結会計年度はセグメント損失131百万円）となりました。

### 事業別売上高

事業区分	第13期 (2022年7月期) (前連結会計年度)		第14期 (2023年7月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
ラクスル	27,325百万円	80.4%	37,751百万円	92.0%	10,425百万円	38.2%
ノバセル	2,824	8.3	2,652	6.5	△171	△6.1
ハコベル	3,478	10.2	—	—	—	—
その他事業	351	1.0	614	1.5	262	74.6
合計	33,980	100.0	41,018	100.0	7,037	20.7

### ②設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は165百万円であります。

### ③資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (2020年7月期)	第 12 期 (2021年7月期)	第 13 期 (2022年7月期)	第 14 期 (当連結会計年度) (2023年7月期)
売 上 高 (百万円)	—	—	33,980	41,018
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 ( △ ) (百万円)	—	—	△167	1,168
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	—	—	1,021	1,329
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	—	—	17.69	22.86
総 資 産 (百万円)	—	—	28,633	32,665
純 資 産 (百万円)	—	—	9,312	13,909
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	—	—	144.26	215.89

- (注) 1. 第13期より連結計算書類を作成しているため、第12期以前の各数値については記載していません。  
2. 当社は、2023年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産を算定しております。

### ②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (2020年7月期)	第 12 期 (2021年7月期)	第 13 期 (2022年7月期)	第 14 期 (当事業年度) (2023年7月期)
売 上 高 (百万円)	19,434	25,523	30,008	31,208
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 ( △ ) (百万円)	△368	130	589	1,738
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 ( △ ) (百万円)	△494	160	960	1,278
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 ( △ ) (円)	△8.82	2.81	16.64	21.98
総 資 産 (百万円)	19,379	21,916	25,821	30,085
純 資 産 (百万円)	6,801	7,996	9,852	14,357
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	118.37	130.01	153.55	223.62

- (注) 当社は、2023年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)、1株当たり純資産額を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社の状況

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ノバセル株式会社	100百万円	100.0%	広告のプラットフォーム
株式会社ダンボールワン	10百万円	100.0%	梱包材の受発注プラットフォーム

- (注) 1. 2023年8月1日付で、当社の連結子会社である株式会社ダンボールワンを吸収合併しております。  
2. 2023年8月1日付で、株式会社ラクスルファクトリーの全株式を取得し、同社を連結子会社としております。

### (4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

#### ①国内印刷EC市場の拡大

主力事業であるラクスルセグメントが属する国内印刷EC市場は年々拡張しております。EC化率の継続的な上昇を背景に急速な成長を続ける国内印刷EC市場の中で、リーディングカンパニーとして市場を牽引する立場であり続けることが当社グループの成長においても重要であると考えております。

#### ②サービスの認知度向上、新規ユーザーの獲得

今後も高い成長率を持続していくためには、サービスの認知度を向上させ、新規ユーザーを獲得することが必要不可欠であると考えております。従来より、積極的な広報活動に加え、インターネットを活用したマーケティング・広告活動、大手企業との提携等により認知度向上に向けた取り組みを行ってまいりましたが、今後、これらの活動をより一層強化・推進してまいります。



### ③顧客ニーズ充足を意識した商品ラインナップ拡充

顧客基盤の拡大に伴い、顧客ニーズも多様化いたします。多様化する顧客ニーズを的確に捉え、一般的にロングテールといわれる購買頻度の少ない商品も含めた取扱商品の拡大を推進するとともに、新規カテゴリへの拡張、更なる顧客基盤の拡大へとつなげていくことが重要であると考えております。ラクスルセグメントにおいては、販促・ノベルティ印刷を中心に商品ラインナップの拡充を継続的に進めております。ノバセルにおいては、Web広告にも裾野を広げていて顧客に多くの選択肢を提供できるようになりました。

### ④事業拡大と収益性向上を両立した事業運営

ラクスルセグメントの事業モデルの特長の一つに、自社では印刷工場を有することなく全国の印刷会社と提携し、各会社における印刷機の非稼働時間を活用することで、ファブレス型の生産体制を採用している点があります。事業基盤が拡大するにつれて提携印刷会社数及び一会社当たりへの発注量も増えていきますが、提携印刷会社との綿密なコミュニケーション及び協業により、事業が拡大していく中でも低価格かつ安定した品質の商品を継続して提供してまいります。

### ⑤取引データの蓄積・解析体制の強化

取引の情報は、日々データベースに蓄積されております。注文情報や商品構成等、ユーザーの動きを把握し、PDCAサイクルを高速で回せる仕組みを整備しておりますが、より高度なデータ活用を行っていく必要があると考えております。例えば、どのような顧客がどのような商品をどのような単価で注文したか、というECサイトならではの情報をビッグデータとして蓄積し、独自に解析することで、サービスレベルとユーザーのロイヤリティを向上させていくことが今後のサービス拡充においては必要不可欠であると考えております。そのため、取引を通じて取得するデータの整備とこれを独自に解析していくための体制構築に取り組んでまいります。

### ⑥情報管理体制の強化

ユーザーの個人情報を中心とした情報資産を多く預かっており、その情報管理を強化していくことが重要であると考えております。現在、個人情報保護方針及び情報セキュリティ関連規程に基づき管理を徹底しておりますが、今後もグループ全体の教育・研修の実施やシステムの整備等を継続して行ってまいります。

### ⑦システムの安定性強化

インターネットを介したサービス提供を行っているため、そのシステムを安定的に稼働させることが重要になります。そのために、突発的なアクセス増加にも耐えられるようなサーバー設備の強化や、システム安定稼働のための人員確保、教育・研修の実施等に努めてまいります。

⑧組織体制の整備

継続的な成長には、事業拡大に応じて多岐に亘るバックグラウンドの優秀な人材を採用し、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。「仕組みを変えれば、世界はもっと良くなる」というビジョンに共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が中長期で働きやすい環境の整備、人事制度の構築を実施してまいります。また、複数事業のポートフォリオ経営を行いながらも企業価値の保全・最大化を図るべく、分社化等による自律的な経営と当社グループとしての全体最適を両立するコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。

(5) 主要な事業内容 (2023年7月31日現在)

事業区分	事業内容
ラクスル	印刷・集客支援のシェアリングプラットフォーム「ラクスル」及びダンボール・梱包材のシェアリングプラットフォーム「ダンボールワン」を運営しております。
ノバセル	広告のプラットフォーム「ノバセル」を運営しております。
その他事業	他社システム構築支援・保守業務等を行っております。

(6) 主要な営業所 (2023年7月31日現在)

会社名	区分	名称	所在地
ラクスル株式会社	当社	本社	東京都品川区
		京都事業所	京都府京都市
ノバセル株式会社	連結子会社	本社	東京都品川区
株式会社ダンボールワン	連結子会社	本社	石川県金沢市

(7) 従業員の状況 (2023年7月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度比増減
ラクスル	247 (30) 名	24名増 (26名増)
ノバセル	73 (3)	9名増 (4名減)
全社 (共通)	64 (7)	18名減 (3名増)
合計	384 (40)	15名増 (25名増)

- (注) 1. 従業員数は就業員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。) は、最近1年間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。
2. 従業員数が前事業年度末に比べ増加した要因は、事業拡大に向け人材獲得を積極的に行ったことによるものです。なお、全社 (共通) として記載されている従業員数は、主に管理部門に所属している者であります。
3. ハコベルセグメントに含まれていた54名 (2) 名が分社化に伴い減少しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
269 (15) 名	53名減 (5名増)	34.5歳	2.8年

- (注) 1. 従業員数は就業員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。) は、最近1年間の平均人員を ( ) 外数で記載しております。
2. 従業員数が前事業年度末に比べ減少した要因は、分社化に伴う異動によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年7月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,799百万円
株式会社みずほ銀行	2,076百万円
株式会社商工組合中央金庫	600百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2023年7月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 193,376,000株

(2) 発行済株式の総数 58,476,092株（うち自己株式264,312株）

- (注) 1. 2023年2月1日付で実施した普通株式1株を2株とする株式分割に伴い、発行可能株式総数は96,688,000株、発行済株式の総数は29,080,100株増加しております。
2. 新株予約権の権利行使により、286,562株（株式分割考慮後）増加しております。
3. 2022年12月6日付で実施した譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に伴い、22,520株（株式分割考慮後）増加しております。
4. 2023年5月30日付で実施した譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に伴い、6,810株増加しております。

(3) 株主数 9,804名

(4) 大株主

株 主 名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,104千株	17.36%
松本 恭 攝	7,569	13.00
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,603	6.19
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	3,252	5.59
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 3 0 3	1,880	3.23
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	1,580	2.71
M L I F O R C L I E N T G E N E R A L O M N I N O N C O L L A T E R A L N O N T R E A T Y - P B	1,437	2.47
T H E B A N K O F N E W Y O R K 1 3 3 6 5 2	1,364	2.34
T H E B A N K O F N E W Y O R K 1 3 3 6 1 2	1,198	2.06
K I A F U N D F 1 4 9	1,033	1.77

- (注) 1. 2023年3月6日付で三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び共同保有者1名から連名で提出された大量保有報告書（変更報告書）において、2023年2月28日現在で同社及びその共同保有者が4,721千株（持株比率8.23%）を保有している旨が記載されておりますが、当事業年度末日時点の株主名簿上で確認することができませんので、上記大株主には含めておりません。
2. 2023年5月15日付で株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び共同保有者3名から提出された大量保有報告書（変更報告書）において、2023年5月8日現在で同社及びその共同保有者が3,022千株（持株比率合計6.22%）を保有している旨が記載されておりますが、当事業年度末日時点の株主名簿上で確認することができませんので、上記大株主には含めておりません。
3. 2023年6月20日付でベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー及び共同保有者1名から連名で提出された大量保有報告書（変更報告書）において、2023年6月15日現在で同社及びその共同保有者が4,916千株（持株比率8.41%）を保有している旨が記載されておりますが、当事業年度末日時点の株主名簿上で確認することができませんので、上記大株主には含めておりません。

4. 2023年7月6日付で野村證券株式会社及び共同保有者1名から連名で提出された大量保有報告書（変更報告書）において、2023年6月30日現在で同社及びその共同保有者が3,723千株（持株比率6.37%）を保有している旨が記載されておりますが、当事業年度末日時点の株主名簿上で確認することができませんので、上記大株主には含めておりません。
5. 2023年7月7日付でみずほ証券株式会社及び共同保有者2名から連名で提出された大量保有報告書（変更報告書）において、2023年6月30日現在で同社及びその共同保有者が4,065千株（持株比率合計6.73%）を保有している旨が記載されておりますが、当事業年度末日時点の株主名簿上で確認することができませんので、上記大株主には含めておりません。
6. 2023年7月10日付でクブランド・カーディフ・アセット・マネジメント・エルエルピーから提出された大量保有報告書（変更報告書）において、2023年7月5日現在で同社が3,984千株（持株比率合計6.81%）を保有している旨が記載されておりますが、当事業年度末日時点の株主名簿上で確認することができませんので、上記大株主には含めておりません。
7. 2023年7月24日付でフィデリティ投信株式会社から提出された大量保有報告書（変更報告書）において、2023年7月14日現在で同社が4,630千株（持株比率合計7.92%）を保有している旨が記載されておりますが、当事業年度末日時点の株主名簿上で確認することができませんので、上記大株主には含めておりません。
8. 持株比率は、自己株式（264,312株）を発行済株式の総数から控除して算出し、小数点第3位を四捨五入しております。

#### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対して交付した株式の状況

当社は、2019年10月17日開催の第10回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、2022年11月17日の取締役会決議において譲渡制限付株式報酬として新株式を発行することとし、同年12月6日付で取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名に対して22,520株（株式分割前換算11,260株）を割り当てております。この譲渡制限付株式は、譲渡制限期間（2022年12月6日から2025年12月5日）において譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定その他一切の処分をすることができないものとされております。

		株式数（株）	人数（名）
取締役 （監査等委員である取締役を除く。）	取締役（社外取締役を除く）	15,400	2
	社外取締役	7,120	3
監査等委員である取締役		—	—

- (注) 1. 2023年2月1日付で実施した普通株式1株を2株とする株式分割に伴い、「株式数」は調整されております。  
 2. 当社の株式報酬の内容につきましては、後記「3.会社役員の状況（4）取締役の報酬等」に記載しております。

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役の状況 (2023年7月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松本 恭 攝	CEO RAKSUL INDIA PRIVATE LIMITED Director ノバセル株式会社 取締役 ジョーシス株式会社 代表取締役
取締役	永見 世 央	CFO クリアル株式会社 社外取締役 ハコベル株式会社 取締役
取締役 (社外)	宮内 義 彦	オリックス株式会社 シニア・チェアマン 株式会社ACCESS 社外取締役 カルビー株式会社 社外取締役 株式会社ニトリホールディングス 社外取締役
取締役 (社外)	小林 賢 治	シニフィアン株式会社 共同代表
取締役 (社外)	村上 由 美 子	MPower Partners Fund L.P.ゼネラルパートナー 株式会社大和証券グループ本社社外取締役
取締役監査等委員 (社外)	森 尚 美	森尚美公認会計士事務所 所長 株式会社アトラエ 社外取締役 (監査等委員)
取締役監査等委員 (社外)	琴 坂 将 広	慶應義塾大学 総合政策学部准教授 株式会社アピリッツ 社外取締役 株式会社ユーグレナ 社外取締役 SREホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員)
取締役監査等委員 (社外)	宇都宮 純 子	宇都宮・清水・陽来法律事務所 共同代表パートナー 株式会社ZOZO 社外取締役 (監査等委員) 平和不動産株式会社 社外取締役 ペプチドリーム株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役監査等委員森尚美氏は公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 当社では監査等委員が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 当社と社外役員の重要な兼職先との関係は、特別の関係はありません。
4. 当社は、社外取締役 (監査等委員を含む。) の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当事業年度中の取締役の地位・担当及び重要な兼職の異動状況は次のとおりであります。

氏名	日付	重要な兼職の状況
永見 世央	2022年8月	ハコベル株式会社取締役 就任
森 尚美	2022年8月	株式会社ダンボールワン監査役 退任
森 尚美	2022年12月	株式会社アトラエ社外取締役（監査等委員） 就任
琴坂 将広	2023年3月	株式会社ユーザベース社外取締役（監査等委員） 退任
琴坂 将広	2023年6月	SREホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員） 就任
宇都宮 純子	2023年6月	監査等委員会設置会社への移行に伴い株式会社ZOZO社外監査役 退任 同社社外取締役（監査等委員） 就任

6. 当事業年度末以降の取締役の地位・担当及び重要な兼職の異動状況は次のとおりであります。

氏名	日付	重要な兼職の状況
松本 恭攝	2023年8月	当社代表取締役社長CEO 退任 当社代表取締役会長 就任
永見 世央	2023年8月	当社取締役CFO 退任 当社代表取締役社長CEO 就任

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員、その他重要な使用人であり、会社の要請又は指示により社外法人において役員の状態にある者も含まれます。当該保険契約の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって保険会社が填補するものであり、1年ごとに更新しております。なお、当該保険契約では、私的な利益を違法に得た行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求を免責事項としており、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

#### (4) 取締役の報酬等

##### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月11日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項において「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

当社は「仕組みを変えれば、世界はもっと良くなる」をビジョンとし、伝統的産業にインターネットを持ち込み、その産業構造を変革することを目標に掲げています。変革に際しては長期の期間を必要とするため、長期での成長実現と企業価値向上に資するコーポレート・ガバナンスの確立が最重要であると考えています。

当社取締役の個別報酬についても、上記の考えをもとに決定しております。また、成長途上の企業であるため、変化を厭わずに、企業ステージに応じて実態として機能するコーポレート・ガバナンスのあり方を追求し続けたいと考えております。

具体的な決定方針については、次のとおりです。

##### (個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針)

当社では、固定額による金銭報酬に加え、非金銭報酬として譲渡制限付株式を付与しております。

固定金銭報酬は、各取締役の職責、当社業績及び中長期的な企業価値構築への貢献、優秀な人材確保の観点を加味して決定しておりますが、業務執行取締役については、当社ビジョンの実現に向けた非連続な成長を実現する為の意思決定及びその実行面を重視しております。非業務執行取締役については、当社ビジョンの実現のため、独立した立場から多角的かつ健全なリスクテイクを担保するモニタリング面(check and balance)を重視しております。

非金銭報酬である譲渡制限付株式は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高める目的で付与しており、付与数の算定にあたっては、前段の考慮要素に加え、当社株価水準を加味して決定しております。

固定金銭報酬と非金銭報酬（譲渡制限付株式）の割合は、決定時点の当社株価を基準とした金銭評価を前提として、概ね1：1としております。

##### (報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針)

前年度の業績等を踏まえて、年度末から定時株主総会の開催後最初の取締役会までに検討・決定しております。固定金銭報酬は月額固定金額にて支給し、非金銭報酬である譲渡制限付株式は毎年11月にその後3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給しております。

##### (取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法)

2021年7月期末から、任意の指名報酬委員会において、報酬議案の策定を行った後、取締役会においてその決議を行う方針としております。また、任意の指名報酬委員会については、その過半数を独立社外取締役とする方針であります。なお、監査等委員である取締役については、監査等委員の協議により決定しております。



#### (その他重要な事項)

当社では上記報酬の枠組み以外に、取締役に対して有償ストックオプションを発行しております。当該ストックオプションは、取締役各人が自らの投資判断の下で新株予約権を取得しているため、会社法上の報酬には該当しないものの、当社ビジョンの実現に向けたコーポレート・ガバナンスの確立においては意義があるものと考えております。

#### ②当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	140 (24)	83 (13)	－ (－)	56 (10)	9 (3)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	24 (24)	24 (24)	－ (－)	0 (0)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	165 (48)	107 (37)	－ (－)	57 (11)	12 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役 (監査等委員である取締役を除く) の報酬限度額は、2019年10月17日開催の第10回定時株主総会において年額3億円以内 (うち社外取締役分3千万円以内) と決議いただいております。また別枠で、同定時株主総会において、譲渡制限付株式の割当てのための報酬として年額5億円以内 (うち社外取締役分5千万円以内)、割当てを受ける譲渡制限付株式の総数は133,000株以内 (うち社外取締役分13,000株以内) と決議いただいております。なお、これら限度額はいずれも使用人分給与は含まれておりません。また、当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く) の員数は、5名 (うち、社外取締役は3名) です。
3. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2019年10月17日開催の第10回定時株主総会において、年額5千万円以内と決議いただいております。また別枠で、同定時株主総会において、譲渡制限付株式の割当てのための報酬として、年額5千万円以内、割当てを受ける譲渡制限付株式の総数は13,000株以内と決議いただいております。また、当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は、3名です。
4. 上記報酬等の総額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額が含まれております。また、2022年10月27日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名を含んでおります

#### (5) 社外役員に関する事項

##### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役及び社外取締役 (監査等委員会) の重要な兼職状況については、「(1) 取締役の状況」に記載のとおりであります。なお、兼職先である各法人等と当社との間に特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要
取締役 宮内義彦	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回（出席率92％）に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、任意委員会の設置を含めたガバナンス体制の在り方や資本効率に関する外部期待等の観点から助言・提言を行っており、取締役会における多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。
取締役 小林賢治	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回（出席率100％）に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて助言・提言を行うほか、任意委員会であるエグゼクティブコミッティーの委員及び任意委員会である指名報酬委員会の委員長として、各委員会にて主体的に議論に参加し、業務執行又は意思決定の透明性と客観性を担保する役割も果たしております。
取締役 村上由美子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回（出席率100％）に出席いたしました。出席した取締役会において、国際機関及びグローバルカンパニーにおける経験に基づいて当社組織のグローバル化、ポートフォリオ経営に向けた投資家としての視点から助言・提言を行うほか、任意委員会であるサステナビリティ委員会において、持続的な成長の前提となる当社のダイバーシティを推進する役割を果たしております。
取締役 森 尚美	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回（出席率100％）、監査等委員会14回のうち14回（出席率100％）に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、公認会計士としての専門的見地に基づき、助言・提言を行うほか、外部会計監査人との連携等を通じて、取締役会が実効性の高い監督機能を担う為に必要な役割を果たしております。
取締役 琴坂将広	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回（出席率100％）、監査等委員会14回のうち14回（出席率100％）に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、大学教員としての専門的見地及び社外役員としての豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。成長企業における健全なリスクコントロールの在り方等について助言・提言を行うほか、任意委員会であるエグゼクティブコミッティー及び指名報酬委員会の委員として、取締役会が実効性の高い監督機能を担う為に必要な役割を果たしております。
取締役 宇都宮純子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回（出席率100％）、監査等委員会14回のうち14回（出席率100％）に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、弁護士としての専門的見地及び社外役員としての豊富な経験に基づき、外部期待を踏まえたコンプライアンスやガバナンス体制の在り方等について助言・提言を行うほか、任意委員会である指名報酬委員会の委員として、取締役会が実効性の高い監督機能を担う為に必要な役割を果たしております。また、任意委員会であるサステナビリティ委員会における重要課題の議論に対して積極的に意見を申し入れております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	52百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 連結貸借対照表

(2023年7月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>20,589</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>8,292</b>
現金及び預金	14,644	買掛金	3,299
受取手形及び売掛金	4,718	未払金及び未払費用	1,035
商品及び製品	282	短期借入金	800
原材料及び貯蔵品	13	1年内返済予定の長期借入金	1,647
前払費用	549	未払法人税等	754
その他	380	未払消費税等	294
貸倒引当金	△0	契約負債	160
<b>固 定 資 産</b>	<b>12,076</b>	賞与引当金	200
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>294</b>	その他	100
建物及び構築物	223	<b>固 定 負 債</b>	<b>10,463</b>
減価償却累計額	△113	転換社債型新株予約権付社債	5,013
建物及び構築物(純額)	110	長期借入金	4,451
機械装置及び運搬具	754	繰延税金負債	892
減価償却累計額	△599	資産除去債務	105
機械装置及び運搬具(純額)	155	<b>負 債 合 計</b>	<b>18,756</b>
その他	95	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
減価償却累計額	△66	<b>株 主 資 本</b>	<b>9,531</b>
その他(純額)	29	資本金	2,742
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>4,625</b>	資本剰余金	5,549
のれん	4,212	利益剰余金	1,540
ソフトウェア	320	自己株式	△300
ソフトウェア仮勘定	83	その他の包括利益累計額	3,036
その他	8	その他有価証券評価差額金	3,036
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,156</b>	新株予約権	1,341
投資有価証券	5,025	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>13,909</b>
関係会社株式	1,452	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>32,665</b>
長期前払費用	56		
繰延税金資産	194		
その他	427		
<b>資 産 合 計</b>	<b>32,665</b>		

## 連結損益計算書

( 2022年 8 月 1 日から  
2023年 7 月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	41,018
売上原価	28,722
売上総利益	12,295
販売費及び一般管理費	10,529
営業利益	1,765
営業外収入	10
受取配当金	1
為替差益	6
キャッシュバツク収入	8
その他	10
営業外費用	38
支払利息	54
株式報酬費用	41
持分法による投資損失	513
その他	24
経常損失	634
特別利益	1,168
子会社株式売却益	1,588
持分変動利益	103
その他	8
特別損失	1,701
固定資産除却損	11
有価証券評価損	205
関係会社株式売却損	147
その他	3
税金等調整前当期純利益	367
法人税、住民税及び事業税	836
法人税等調整額	336
当期純利益	1,329
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純利益	1,329

# 貸借対照表

(2023年7月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	17,767	流 動 負 債	5,755
現金及び預金	13,042	買 掛 金	2,228
受 取 手 形	20	1年内返済予定の長期借入金	1,524
売 掛 金	3,059	未 払 金	682
原材料及び貯蔵品	3	未 払 法 人 税 等	662
前 払 費 用	464	未 払 消 費 税 等	192
そ の 他	1,176	契 約 負 債	98
貸 倒 引 当 金	△0	賞 与 引 当 金	146
固 定 資 産	12,318	そ の 他	219
有 形 固 定 資 産	288	固 定 負 債	9,973
建 物	218	転換社債型新株予約権付社債	5,013
減 価 償 却 累 計 額	△112	長 期 借 入 金	3,961
建 物 ( 純 額 )	106	繰 延 税 金 負 債	892
機 械 及 び 装 置	751	資 産 除 去 債 務	105
減 価 償 却 累 計 額	△598	負 債 合 計	15,728
機 械 及 び 装 置 ( 純 額 )	153	( 純 資 産 の 部 )	
工 具 、 器 具 及 び 備 品	71	株 主 資 本	9,981
減 価 償 却 累 計 額	△42	資 本 金	2,742
工 具 、 器 具 及 び 備 品 ( 純 額 )	29	資 本 剰 余 金	5,549
無 形 固 定 資 産	181	資 本 準 備 金	5,549
ソ フ ト ウ エ ア	181	利 益 剰 余 金	1,990
投 資 そ の 他 の 資 産	11,847	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,990
投 資 有 価 証 券	5,025	繰 越 利 益 剰 余 金	1,990
関 係 会 社 株 式	6,344	自 己 株 式	△300
長 期 前 払 費 用	56	評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,036
差 入 保 証 金	420	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,036
資 産 合 計	30,085	新 株 予 約 権	1,339
		純 資 産 合 計	14,357
		負 債 純 資 産 合 計	30,085

## 損益計算書

( 2022年 8 月 1 日から  
2023年 7 月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	31,208
売上原価	22,253
売上総利益	8,954
販売費及び一般管理費	7,130
営業利益	1,823
営業外収益	
受取利息	14
受取配当金	1
為替差益	6
雑収入	4
営業外費用	
支払利息	46
投資事業組合運用損	16
株式報酬費用消滅損	41
雑損失	8
経常利益	1,738
特別利益	
子会社株式売却益	910
資産除去債務戻入益	7
新株予約権戻入益	1
特別損失	
有価証券評価損	205
関係株式売却損	8
固定資産除却損	1
税引前当期純利益	2,442
法人税、住民税及び事業税	739
法人税等調整額	424
当期純利益	1,278

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年9月21日

ラクスル株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤田 英之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 玉木 祐一郎

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ラクスル株式会社の2022年8月1日から2023年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラクスル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容及び連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年9月21日

ラクスル株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤田 英之  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 玉木 祐一郎  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ラクスル株式会社の2022年8月1日から2023年7月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年8月1日から2023年7月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年9月21日

ラクスル株式会社 監査等委員会

監査等委員 森 尚 美 ㊟

監査等委員 琴 坂 将 広 ㊟

監査等委員 宇都宮 純 子 ㊟

(注) 監査等委員森尚美、琴坂将広及び宇都宮純子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号 エビスバルビル5階  
EVENT SPACE EBIS303 カンファレンススペース A、B、C  
0120-303-557 (代表)



○交通アクセス JR恵比寿駅東口から徒歩約3分  
地下鉄日比谷線恵比寿駅1番出口から徒歩約4分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。